



主人の遺産に

税金ってかかるのかしら…



闇病の甲斐なく、恵利さんのご主人が今年に入つて亡くなりました。相続に伴い、恵利さんと2人のお子さんが、7千万円の相続財産を受け継ぐことに。でも恵利さんの頭のなかでは「相続税」の文字が渦巻いています。はたして恵利さん親子に、相続税はかかるのでしょうか？



いとう・りょうた (伊藤亮太)
スキラージャパン副社長、CFP®、DCアドバイザー、証券外務員資格など
証券会社勤務後、2007年11月に独立系FP会社スキラージャパンを設立。マネーライフプランニングの提案、保険の見直し、FP受験講座講師など多方面で活躍。資産運用や保険などに関する書籍も多数執筆



亜紀 最近元気がないわね、恵利。主人が亡くなつてショックなのはわかるけど、うん。亡くなった主人の遺産に相続税がかかるんじゃないからで心配で。財産の大半は自宅なんだけで、7千万円ほどなんの？
美春 大丈夫よ。相続税を払う家庭なんてごく一部のお金持ちだけっていうし。ねえ伊藤先生！
伊藤 よくぞ存じですね。実は相続税を申告する人は、年間の死亡者数の4%弱ほどなんです。ほとんどの方にとって、相続税は無縁なんですよ。
恵利 ほらね！
美春 はらね！
恵利 でも、何でほとんどの人が相続税を課税されないんですか？
伊藤 もつとも大きな理由は、相続

税に基礎控除があるからです。基礎控除額は「5千万円+1千万円×法定相続人の数」で計算され、その範囲内の相続であれば課税はされません。恵利さんの場合、法定相続人は恵利さんと2人のお子さんが該当しますから、基礎控除額は「5千万円+1千万円×3=8千万円」となります。ですので受け継ぐ財産が7千万円だったとしても、基礎控除額の方が大きいため課税対象になります。

恵利 よかった！
伊藤 ちなみにですが、どちらが相続すれば、いくらぐらい課税されるのかをまとめたのが下の図表です。恵利さんの例のように、配偶者と子どもが相続する場合、まずは子どもが何人いるかによって基礎控除額は変わります。配偶者と子ども1人が相続する場合には課税されません。恵利さんの例のように、配偶者と子どもが相続する場合には、配偶者と子どもが相続する場合に相続されない限り、相続税は課税されません。基礎控除額が7千万円となりますから、7千万円までの財産を相続する場合には課税されません。仮に8千万円の財産を法定相続分通りに相続したとしても、実際には基礎控除税は課税されません。

恵利 1億6千万円！ どこにあるのよ。そんなお金…
伊藤 したがって、よほどの資産がない限り、配偶者は相続税が課されないです。

相続税額概算早見表(配偶者と子どもが相続した場合)

| 相続人 | 配偶者と子ども1人 | 配偶者と子ども2人 | 配偶者と子ども3人 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 基礎控除額 | 7,000万円 | 8,000万円 | 9,000万円 |
| 正味資産 | | | |
| 8,000万円 | 50万円 | 0万円 | 0万円 |
| 9,000万円 | 100万円 | 50万円 | 0万円 |
| 1億円 | 175万円 | 100万円 | 50万円 |
| 2億円 | 1,250万円 | 950万円 | 813万円 |
| 3億円 | 2,900万円 | 2,300万円 | 2,000万円 |

(注)法定相続分通りに相続した場合

注: 2011年度税制大綱で相続税の基礎控除額の縮小などが予定されています。その場合、2011年4月1日以後の相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。